別記様式第1号（第5条関係）

美祢市東京圏等移住支援事業補助金交付申請書

年　　　月　　　日

美祢市長　　　様

美祢市東京圏等移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 | |  | | |  | 生年月日 | | 年　　　月　　　日 | |
| 住　　　所 | | 〒 | | | | | | 連絡先 |  |
| ＜認定内容＞ ※該当するものに☑をご記入ください  １　□ 就業　／　□ 専門人材　／　□ テレワーク　／　□ 創業　／　□ 関係人口  ２　□ 単身世帯 ／　□ ２人以上の世帯  ３　□ 18歳未満の世帯員を帯同して移住　（18歳未満の世帯員の人数　　　人） | | | | | | | | | |
| 申請額　　　　　　　　　　　円 | | | | | | | | | |
| （フリガナ）　　　　　世帯員の氏名 | | | 続柄 | 生年月日  （転入時の満年齢） | | | 美祢市における新たな　　　　　　　勤務先の名称と所在地 | | |
| 1 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 2 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 3 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 4 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 5 |  | |  | 年　　 月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |

２　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請日から5年以上継続して、本市に居住し、かつ、就業又は創業する意思について |  | Ａ 意思を有している |  | Ｂ 意思を有していない |
| 申請者及び世帯の構成員が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことの誓約及び暴力団排除のために必要な官公庁への照会について |  | Ａ 同意する |  | Ｂ 同意しない |
| 過去10年以内の移住支援金の受給について（移住支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となっている場合を除く。） |  | Ａ 受給していない |  | Ｂ 受給している |

※各種確認事項の Ｂ に〇を付けた場合は、補助金の交付対象外となります。

３　移住元に関する要件（次の（1）または（2）のいずれかに該当すること。）

(1) 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

□　転入する直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していた又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区への通勤をしていたこと（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）。

□　転入する直前まで連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうち条件不利地域以　外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内への通勤の期間については、住民票の転入日の3か月前までの日を当該1年の起算点とすることができる。）。

(2) 次に掲げる事項の全てに該当すること（1に該当する者を除く。）。

□　転入する直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に居住していたこと。

□　転入する直前まで連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に居住していたこと。

・直前10年間の住民票上の住所及び居住期間

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・旧勤務先、所在地及び勤務期間

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・旧通学先、所在地及び在学期間

　（通学先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（通学先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（通学先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　移住先に関する要件

　次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　補助金の申請時において、転入後1年以内であること。

□　補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

５　世帯に関する要件（※世帯向けの申請をする場合）

　次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　申請者を含めた転入する2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が、移住元において同一世帯に属し、かつ、申請時において同一世帯に属していること。

□　世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

□　世帯員がいずれも、本市税等（美祢市が賦課する公租公課）を滞納していないこと。

□　世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

６　各申請項目に関する要件

**(1) 就業（一般）の場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。（当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降に応募したものに限る。）。

□　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

□　当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

□　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

**(2) 就業（専門人材）の場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　勤務地が山口県内に所在すること。

□　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

□　当該就業先に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

□　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

□　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない　こと。

**(3) テレワークの場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活　の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

□　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

□　移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

**(4) 創業の場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」とい う。）の交付決定を受けていること。

□　申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

**(5) 関係人口の場合**

次に掲げる要件1のいずれかに該当し、かつ、要件2のいずれかに該当すること。

要件1　支給対象者の要件

□　山口県が運営するポータルサイト「山口つながる案内所」に利用者登録し、同サイトに登

録された美祢市の関係人口創出事業（プロジェクト）や移住体験ツアーへの参加経験がある

こと。

□　移住就業前の直近5年以内に移住スカウトサービスSMOUTを通じ、美祢市で実施されたプロ

ジェクトに参加経験があること。

　□　美祢市空き家等情報バンク制度を利用して移住したこと。

　□　美祢市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継

続的に参加していること。

　要件2　地域の担い手確保の要件

　□　農林業、観光業又は家事等への就業であること。

　□　自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常

的に参加しており、移住後も積極的に関わっていく意思があること。

【添付書類】

　①　補助対象者の転入後の住民票の写し

②　戸籍の附票の写し等、転入をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類

③　転入前の在勤地、就業期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区への通勤若しくは通学をしていた場合、又は東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した場合に限る。）

　④　出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を証明する証明書の写し（外国人の場合に限る。）

　⑤　市税の滞納がないことを証する書類

　⑥　就業の場合：就業先の就業証明書（別記様式第2号）

　⑦　創業の場合：支給対象者のやまぐち創業補助金の交付決定通知書の写し

　⑧　テレワークの場合：勤務先の就業証明書【テレワーク用】（別記様式第3号）、又は就業時間

の証明書【テレワーク用（個人事業主・フリーランスの方）】（別記様式第4号）

　⑨　関係人口の場合：関係人口である旨の申出書（別記様式第5号）と就業証明書【関係人口用】（別記様式第6号）又は就業時間の証明書【関係人口用（個人事業主の方）】（別記様式第7号）

⑩　その他、市長が必要と認める書類

別紙

**□ 移住支援金の交付申請に関する誓約事項**

１　「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び美祢市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 就業の場合において、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4)「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5) 山口県及び美祢市から求められた報告及び立入調査に応じないとき：全額

(6) 申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額



**□「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱いに関する同意事項**

　山口県及び美祢市は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び美祢市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

**上記事項について、誓約及び同意します。**

**また、美祢市東京圏等移住支援事業補助金交付要綱に規定する要件確認のため、美祢市が申請者**

**及び世帯全員の住民基本台帳及び課税状況等の調査・納付確認を行うことを承諾します。**

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者） 氏　名